

事 務 連 絡
令 和 8 年 1 月 8 日

関係団体の長 殿

静岡労働局労働基準部
健 康 安 全 課 長

「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」
の一部改正等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和7年12月26日付け基安化発1226第1号「「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」の一部改正等について」をもって、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長から通達がありました。

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長からの通達につきましては、下記静岡労働局ホームページ専用サイトに掲載しております。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員、事業場等に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【静岡労働局ホームページ専用サイトアドレス】

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/anzeneisei_syuchi

